

令和4年 第1回 理事会

日時：令和4年3月25日（金） 午後1時30分～
場所：春日井市役所南館4階 第3委員会室

春日井市土地開発公社

議 事 日 程

1 議事録署名人の選出

2 議案審議

第 1 号議案 令和 4 年度春日井市土地開発公社収支予算について

第 2 号議案 令和 4 年度春日井市土地開発公社資金計画について

第 3 号議案 春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程について

第 4 号議案 春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程について

第 5 号議案 春日井市土地開発公社保有地の売却について

3 その他

第 1 号議案

令和 4 年度春日井市土地開発公社収支予算について

令和 4 年度春日井市土地開発公社収支予算を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 25 日提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊 藤 太

令和4年度春日井市土地開発公社収支予算

1 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	1,966,722	事業原価	1,963,090
公有地取得事業収益	896,630	公有地取得事業原価	1,963,090
補助金等収益	1,063,592	販売費及び一般管理費	3,642
附帯等事業収益	6,500	販売費及び一般管理費	3,642
事業外収益	10		
受取利息	10		
合 計	1,966,732	合 計	1,966,732

2 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
長期借入金	171,091	公有地取得事業費	22,097
長期借入金	171,091	用地取得費	0
前受金	6,597	補償費	0
前受金	6,597	造成工事費	5,000
		委託料	10,000
		支払利息	6,597
		事務費	500
		長期借入金償還金	2,118,681
		長期借入金償還金	2,118,681
合 計	177,688	合 計	2,140,778

※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,963,090 千円は、当年度分損益勘定留保資金である公有地取得事業原価で補てんする。

第 2 号議案

令和 4 年度春日井市土地開発公社資金計画について

令和 4 年度春日井市土地開発公社資金計画を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 25 日 提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊 藤 太

令和4年度春日井市土地開発公社資金計画書

春日井市土地開発公社の運営に関し必要な費用は、借入金をもって充て、できる限り合理的な運営を図るものとする。

- 1 借入金の限度額は、4,000,000千円とする。
- 2 資金の借入れは、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第18条第7項第2号に規定する金融機関から行うものとする。
- 3 借入金は、年利4.0%以内で行うものとする。
- 4 借入れは証券発行又は証書借入れの方法による。
- 5 借入金の償還は、金融機関の融資条件による。ただし、財政の都合により、償還期限を短縮若しくは繰上げ償還又は低利に切り替えることができる。
- 6 受入資金及び支払資金の計画は、次に定めるところによる。

（単位：千円）

受 入 資 金		支 払 資 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	1,966,722	販売費及び一般管	3,642
事業外収益	10	理費	
長期借入金	171,091	公有地取得事業費	22,097
前受金	6,597	長期借入金償還金	2,118,681
合 計	2,144,420	合 計	2,144,420
差 引			0

第3号議案

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程について

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和4年3月25日提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊藤 太

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社個人情報保護規程（平成15年春日井市土地開発公社規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第5条第6号において「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして理事長が規程で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37条）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

第 4 号議案

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程
について

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程を次の
ように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 25 日 提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊 藤 太

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社情報公開規程（平成13年春日井市土地開発公社規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「文書の開示の申出ができるもの」を「文書開示を求める権利」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同条各号を削る。

附則第2項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第 5 号議案

春日井市土地開発公社保有地の売却について

春日井市土地開発公社が保有する次の土地の売却について、理事会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 25 日 提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊 藤 太

土地の概要

場 所	面積 (㎡)	地目
春日井市篠木町 8 丁目 2673 番 41	4,421.21	宅地
春日井市篠木町 8 丁目 2673 番 42	2,600.00	宅地
春日井市篠木町 8 丁目 2673 番 2	1,317.84	宅地